

学 校 安 全 計 画

2 0 2 2 年 1 0 月

山 口 学 芸 大 学
山口芸術短期大学

1 はじめに

「学校保健安全法」第 27 条では、「学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と定められている。

また、令和 4 年 3 月に国が策定した「第 3 次学校安全の推進に関する計画」では、学校安全を推進するための方策として「学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実」を示している。

本学ではこうした背景を重く受け止め、学内で実施している学校安全に関する取組状況を振り返り、点検・整理し、従前よりも計画的に学校安全の取組を実施することで大学全体の危機管理体制の強化を図るため、本計画を策定する。

■ 「学校保健安全法」(抜粋)

第二条(定義) この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

第二十七条(学校安全計画の策定等) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

■ 「第 3 次学校安全の推進に関する計画」(抜粋)

II 1 (2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

全ての学校において、学校安全計画を策定し、これを実施しなければならないとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載するとされている。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている。

2 対象とする取組

本計画においては、以下の取組を対象とする。

(1) 安全点検

施設・設備の安全点検(定期・臨時・日常)

(2) 体制整備

学内の安全に関する組織体制・人員配置の整備、安全に関する学外との連絡体制の整備

(3) 施設整備

安全に関する設備の整備

(4) 訓練

安全に関する計画を有事の際に実行に移すための能力を培うための訓練及び見直し・改善

(5) 講習・研修

有識者又は担当者等による安全に関する指導

(6) 安全教育

学生を対象とした安全に関する指導

(7) 対処要領

危険等発生時において、学生及び教職員がとるべき具体的内容及び手順を定めた対処要領に関する取組

(8) その他

その他、上記の項目に当てはまらない安全に関する取組

3 学校安全計画及び年間計画（スケジュール）

本計画では、上記2に示した分類に整理した安全の取組一覧（学校安全計画）と、年間での実施予定を「安全管理（対人管理・対物管理）」及び「安全教育・研修」に分類・整理した一覧（年間計画）で構成する。

4 学校安全計画の変更・見直し・改善

本計画に記載している事項について、当該年度内に実施できない事由が発生した場合は、危機管理対策本部にその旨を報告しなければならない。

また、本計画は、定期的な見直しを行うとともに、事件・事故等が発生した際に、発生原因等に対して、適切な取組が実施されていたかを見直し、必要に応じて計画の改善を行うものとする。

山口学芸大学・山口芸術短期大学 学校安全計画(取組一覧)

No.	分類	内容	担当	安全計画	具体的な方策(現状を含む)
1	(1)	安全点検	危機管理対策本部会議、 総務課、 防火管理者	大学の施設及び設備の安全点検	建築基準法第12条に基づく点検(9月)、消防法に定められた消防設備点検(9月・3月)、電気設備点検(毎月)、エレベーター点検(毎月)を実施する。
2	(1)	安全点検	衛生委員会	衛生管理者による職場巡視の実施	学長から委託を受けた衛生管理者(本学教職員)による職場巡視を月に1回「職場巡視チェックシート」をもとに実施する。また、職場巡視で確認された事項は、月に一度取りまとめ、衛生委員会で報告する。
3	(2)	体制整備	危機管理対策本部会議	安全に関する組織体制の整備	危機管理対策本部会議において、必要に応じて安全に関する取組について審議・報告を行う。 【危機管理対策本部会議】 ・防災・防犯に関する事項の審議・報告を行う。 ・全学的な危機事案の総合調整等に関する事項の審議・報告を行う。
4	(2)	体制整備	危機管理対策本部会議	大規模災害発生時における学生及び教職員への安否確認体制の整備	大規模災害や危機管理事案等が発生した場合は、学生及び教職員の安否確認を電話やメール等により実施する。 【学生】 ・各学部・学科が対応し、教務課が集約する。 【教職員】 ・各学部・学科が個別に対応し、総務課が集約する。
5	(2)	体制整備	総務課	警備員(夜間警備を含む)の配置	夜間警備を含む24時間警備体制を取っており、日々の定例報告を総務課に行い、問題等が見受けられた場合は、総務課より所管している課室に情報提供が行われ適宜対応を図るようにする。
6	(3)	設備整備	危機管理対策本部会議、 総務課、 防火管理者	防災備蓄品の整備・保管	被災時に公共交通機関の不通等を理由に帰宅困難となった学生及び教職員への対応を支援する。 将来的には、備蓄品(飲料水、食料、防寒具、携帯トイレ等)の整備について検討を行う。
7	(3)	設備整備	危機管理対策本部会議、 総務課、 学生課	自動体外式除細動器(AED)の設置	AEDは、当該設置場所に看板及びステッカー等で表示するほか、各種資料やホームページにAEDの設置場所を明示した防災マップ等の掲載に努める。 【点検・更新】 定期的にAEDが正常に作動しているかの点検を行うとともに、電気パッド、バッテリー等の消耗品並びにAED本体の使用期限を把握し、有事の際に活用できるよう計画的な更新を図る。
8	(4)	訓練	危機管理対策本部会議、 防火担当責任者	防災訓練(避難訓練を含む)の実施	山口学芸大学・山口芸術短期大学消防計画に基づき、消火訓練、避難訓練、通報訓練、その他の訓練(安全防護訓練、応急救護訓練、相応訓練)等を年1回以上計画的に実施する。(11月)
9	(5)	講習・研修	危機管理対策本部会議	防犯研修(不審者対応)の実施	不審者対応に関する知識の獲得及び危機意識向上に取り組むため、今後は、1年に1回、教職員を対象に不審者対応をテーマに防犯研修の実施について検討を行う。
10	(5)	講習・研修	危機管理対策本部会議、 学生課、 保健室	自動体外式除細動器(AED)を活用した応急手当普通救命講習の実施	1年に1回、教員免許を取得予定の学生並びに有志の学生・教職員を対象に、消防署員(消防士)を講師としてAEDの活用を含む「応急手当普通救命講習」の実施する。
11	(5)	講習・研修	学生課	学生への「安全講習会」の実施	年に1回、車・バイク等による通学を予定している学生を対象に、自動車学校職員等による「安全講習会」を実施する。(10月)
12	(5)	講習・研修	教務課	教育実習事前ガイダンスにおける学校安全に関する指導	教育実習に参加する学生を対象に「教育実習事前ガイダンス」を実施し、その中で学校安全に関する事項を取り扱い、学校現場において必要な安全に関する資質・能力を身につける。(適宜)
13	(5)	講習・研修	学生課、 保健室	熱中症予防に関する講習	熱中症予防等の注意喚起等については、「保健センターだより」等により周知を行う。 今後は、年に1回、サークル代表者等を対象とした「熱中症予防に関する講習」の開催について検討を行う。
14	(5)	講習・研修	学生課、 保健室	通報連絡(救急車)に関する説明	サークル代表者に対して課外活動中の怪我等の応急処置、連絡等について説明を行う。(適宜) 今後は、クラブ委員会等の活動の中に他の講習会に通報連絡等の内容を盛り込むことを検討を行う。
15	(6)	安全教育	教務課、 学生課	学生を対象とした安全に関する指導	学部及び保育学科学生を対象に、学校安全や学校危機管理についての基本的事項や危機管理(リスク・マネジメント)能力についての基本的な姿勢を身に付けられるよう授業計画に位置付けるなど、学部・学科と連携して指導に取り組む。
16	(7)	対処要領	危機管理対策本部会議	危険等発生時対処要領の策定及び改善	平成30年度に危機管理マニュアルを策定し、研修及び防災訓練を通して発覚した課題を、年に1回の点検時に改善に取り組んでいる。また、危機管理マニュアルの内容に沿って、危機事案別の危機管理個別マニュアルを担当課等において順次整備を進める。 今後、「事業継続計画(BCP)」を策定し、危機管理マニュアル同様に適宜改善を図る。
17	(8)	その他	危機管理対策本部会議	害獣(猿等)への対応	キャンパス周辺の野生動物による人への危害を防止するため、学生及び教職員へ適宜注意喚起を行う。 また、キャンパス内で猿等の目撃情報が出た場合は、学内グループウェアでの周知を行い、人への危害が及ぶ可能性が高い場所で目撃された場合は、担当者が現地に急行するとともに、注意喚起を目的としたメール等の配信を行う。また、警察・行政などの外部機関等と連携して取り組む。

※ 分類:(1)~(8)は、本文「2 対象とする取組」の(1)~(8)とリンクする。

山口学芸大学・山口芸術短期大学 学校安全計画(年間スケジュール)

月	主な行事	安全管理		安全教育・研修
		対人管理	対物管理	
4	入学式 学生定期健康診断 新入生セミナー 新入生歓迎会、ピア・ウェルカム	定期健康診断(学生) 衛生委員会	防災備蓄品の点検① 衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	教育実習事前ガイダンス(学校安全に係る事項、年間を通じて適宜) サークル代表者への安全指導(適宜) 安全教育(シラバスに従い計画的に指導)
5	スポーツ・レクリエーション大会	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	
6	教職員定期健康診断 オープンキャンパス(短大)	定期健康診断(教職員) 衛生委員会 心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	熱中症予防に関する指導(保健センターだより)
7	オープンキャンパス(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	応急手当・救急処置等に関する講習会
8	オープンキャンパス(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	
9	学位記・修了証書授与式(9月卒業) オープンキャンパス(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 建築基準法第12条に基づく点検 消防法に定められた消防設備点検 電気設備点検・エレベーター点検	BCP研修(BCP策定後に実施)
10	総合型選抜(学芸、短大)	衛生委員会	防災備蓄品の点検② 衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	安全講習会(車・バイク通学生)
11	芸大祭 学校推薦型選抜(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	防災訓練
12	総合型選抜(短大)	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	
1	大学入学共通テスト	衛生委員会	衛生委員会 AEDの一斉点検 電気設備点検・エレベーター点検	
2	一般選抜(学芸、短大) 共通テスト併用型選抜(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 電気設備点検・エレベーター点検	
3	学位記・修了証書授与式 社会人選抜(学芸) 一般選抜(学芸、短大) 共通テスト利用選抜(学芸、短大)	衛生委員会	衛生委員会 消防法に定められた消防設備点検 電気設備点検・エレベーター点検	

※ 対人管理:上記の他に、緊急連絡網の更新(人事異動時)も実施する。

※ 対物管理:上記の他に、AED日常点検、衛生管理者による職場巡視(月1回)を実施する。

※ 安全教育・研修:上記の他に、中央省庁等から通達される自然災害や感染症等の注意喚起の周知(都度)、日々の最高気温や熱中症暑さ指数(WBGT)の掲示による熱中症になる危険性等の注意喚起(6月～9月)も実施する。